

不二速報



発行日 2009年10月7日

第8号 人勸緊急アンケート結果報告号

人事院勧告緊急アンケート結果報告 ご協力ありがとうございました。

組合員全員にアンケートを配布して、回収数は113(32.1%:10月7日現在)です。この緊急アンケートの目的は、人事院勧告について把握していただくとともに、学内世論を背景とした学長団体交渉を行うことにあります。アンケートからは、期末勤勉手当の引き下げについては評価が分かれたものの、基本給の引き下げについては圧倒的に反対が上回っています。人事院勧告の意義を認める人が過半数を超えているとみられるものの、人事院勧告に縛られるべきではないという人も4割を超えるという結果になりました。今回の緊急アンケートに回答されなかった人が7割弱存在するということを踏まえた上で、執行委員会としてはつぎの5点を基本方針としました。

1. 一方的な賃下げについては強く反対する。
2. 賃下げの相当分については、基本的に人件費の枠内での、代償措置を要求する。
3. 人事院勧告に準拠するというのであれば、これまでに人事院が勧告してきた
①地域調整手当の改善、②非常勤職員の一時金支給については、当然のこととして本年4月に遡って実施すべきである。
4. 人事院は勧告の根拠としてラスパイレス指数が100%を超えていることを挙げているが、国立大学法人職員のラスパイレス指数は86.7%に過ぎず、人事院勧告を尊重するのであれば、その待遇改善を図るべきである。
5. 今回の人事院勧告が示した「公務能率を確保しながら65歳まで職員の能力を十分活用していくためには、年金支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当」という提言に向けて、静岡大学として実現のためのロードマップを示すべきである。

◇アンケート各質問項目について◇

(※小数点以下四捨五入のため、総計が100%にならない場合があります。)

1. 予想される「期末勤勉手当」の引き下げについて
賛成 4% やむを得ない 38% 反対 52% その他 5%
2. 「基本給」の引き下げについて
賛成 2% やむを得ない 17% 反対 80% その他 2%
3. 「期末手当の月数が記載されていない」静岡大学の就業規則について
現在のままでよい 15%
就業規則のなかに期末手当の月数を記載すべき 77%
その他 7% 無回答 1%
4. 人事院勧告について
準拠すべきである。 5%
今年度は準拠するのもやむを得ない。 10%
重要だが、今年度の人事院勧告のすべてを認めるべきではない。 36%
人事院勧告には縛られるべきではない。 42%
その他 5% 無回答 2%

自由記述については、43件のご意見をいただきました。執行委員会に向けて寄せられたものを除いて、今回の人事院勧告をめぐる賛否両方の意見を含んでいますが、そのまま学長に手渡したいと思います。

静岡大学教職員組合
http://www.jade.dti.ne.jp/
~suu/

静岡：
〒422-8529
静岡市駿河区大谷836

TEL/FAX:
054(236)0173(直)
2790(内線)

E-mail
suu@jade.dti.ne.jp

浜松：
〒432-8561
浜松市中区城北三丁目5-1

TEL/FAX:
053(475)9035(直)
3910(内線)

E-mail
suu-seibu@vcs.wbs.ne.jp

目次：	
人勸緊急アンケート結果報告	1
署名のお願い あなたも組合の仲間に	2
署名用紙	3
団体交渉申し入れ	4

団体交渉11月に
浜松で開催予定!

署名にご協力ください



アンケートの結果を踏まえ、組合では「教職員の賃金・労働条件に係る要望書」(右頁)を、学長に提出します。この署名は、静岡大学で働くすべての教職員を対象としています。賛同者が多ければ多いほど、この要望書の重みが増しますので、みなさま是非ご協力をお願いいたします。

なお、右頁が署名用紙になっていますので、そのままご利用ください。第1次〆切は10月23日です。支部委員または書記局までお送りください。

あなたも組合の仲間へ 未組合員の皆さんへ村山委員長よりメッセージ

今回の緊急アンケートのように、静岡大学教職員組合では組合員の意見をまとめて、要望書や団体交渉を通じて運営側に要求し、その実現を図っていきます。

また、組合員の個別の相談にも応じており、必要であれば弁護士の支援を受けることもできます。



**まだ組合に加入されていない皆さん、あなたの力が必要です。
ぜひあなたもこの機会に組合にご加入ください！**

個人の力はあまりにも小さく、現状を変えることは難しいかもしれませんが、でも、組合に参加することによって、みんなの力であなたの労働権を守ることができます。それに加えて、職種を超え、学部を超えた仲間ができ、静岡大学で働く喜びを得ることができます。

下の加入用紙に必要事項をご記入のうえ、組合員または組合書記局にお届けください。

.....

静岡大学教職員組合加入申込書

静岡大学教職員組合執行委員長 殿

年 月 日

私は静岡大学教職員組合に加入を申し込みます。

氏名		部局	
職種		内線	
E-mail		※加入後、お問い合わせしたいことがありますので、内線、E-mailなど必ずご記入ください。	

ご意見ご要望などお書きください。

Large empty box for providing comments or requests.

教職員の賃金・労働条件に係る要望書

国立大学法人静岡大学は、法人化により、人事院勧告の対象外となり、賃金・労働条件は労使の自主的な交渉により、決定される仕組みとなっています。もし静岡大学を構成している教職員の実情を踏まえずに、人事院勧告を機械的にかつ一方的に実施するという待遇改悪をされるならば、教育・研究・社会連携・大学運営という各分野での活動の充実及びそのための環境改善を共にめざすという良好な労使関係の確立にとってマイナスとなります。

こうした状況をふまえ、貴職に対して下記について要望する次第です。

記

1. 国立大学静岡大学の教職員の賃金・労働条件について、自主的な労使交渉で決定されるべきものであることを確認すること。
2. 賃下げの相当分については、基本的に人件費の枠内での、代償措置を行うこと。
3. 人事院勧告に準拠するというのであれば、これまでに人事院が勧告してきた地域調整手当の改善、非常勤職員の一時金支給については、本年4月に遡って実施すること。
4. 人事院は勧告の根拠としてラスパイレス指数が100%を超えていることを挙げているが、国立大学法人職員のラスパイレス指数は86.7%に過ぎず、人事院勧告を尊重するのであれば、その待遇改善を図るべきであること。
5. 今回の人事院勧告が示した「公務能率を確保しながら65歳まで職員の能力を十分活用していくためには、年金支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当」という提言に向けて、静岡大学として実現のためのロードマップを示すべきであることを確認すること。

静岡大学教職員組合
執行委員長 村山 功

上記の要望書に賛同いたします。

(所属)

(氏名)

(所属)

(氏名)

団体交渉に関して申し入れをしました。(9月18日) 10月浜松開催を申し入れましたが、11月にずれこむ予定です。



2009年9月18日

静岡大学長 興 直孝 殿

2009年度第2回団体交渉申し入れ書

静岡大学教職員組合 執行委員長 村山 功

静岡大学の運営にあたってのご尽力に敬意を表しますと共に、日頃より、組合活動へのご理解をいただき感謝申し上げます。

さて、前回の団体交渉においては人事院臨時勧告の取り扱いを含めて多くの課題を議論することができ、有益な交渉機会であるということ、改めて認識いたしました。今回は、次期中期計画の策定期にあたり、また総選挙の結果をうけて国立大学法人にかかわり大きく方向の転換する時期ということもあり、大学の未来についてビジョンを共有する中で、具体的事項について実質的な議論することが必要であると考えております。また、去る8月11日に人事院より基本給及び期末勤勉手当の引き下げ等を内容とする勧告と報告があり、学内においても団体交渉の内容について大きな関心が寄せられております。

このような中、大学側の理解と英断を期待し、以下の事項について団体交渉の場を設定していただきたく、ここに申し入れる次第です。

記

1. 本年度以降の大学の財政状況と今後の方針について
 - 1) 次期中期計画における「人件費削減計画及び教員の戦略的配置について」の今後の見通し
 - 2) 教員の基盤的教育経費の削減はいつまで続くのか
2. 人事院勧告(09.8.11)にたいする対応について
3. 個別の課題
 - 1) 静岡・浜松両キャンパス地域調整手当支給率の改善(当面静岡5%、浜松4%に)
 - 2) 技術職員の昇給・昇格の問題の改善
 - 3) 非常勤職員の労働条件の改善
 - ・法人化後採用の非常勤職員の3年雇い止め一律適用の撤廃
 - ・非常勤職員の待遇の確認と改善要求(昨年度の人事院勧告(08.8.26)に基づく一時金支給要求、夏期休暇5日、時給単価の改善)
 - ・大学の夏期休業の実施に当たって、パート職員が年給を充てるという制度の撤廃
 - 4) 非常勤職員の正規職員への登用試験の改善
 - 5) 教員・職員における、性差による給与・昇進等の格差の是正
 - 6) 浜松キャンパスでの任期付助教の待遇にかんして
 - 7) 健康診断制度にかんして

・団体交渉までに、代表委員会を開催予定です。交渉議題についてのご意見など、ともしお寄せください・

学長選考に関して

12月の学長選考意向投票に向けて、学長適任者アンケートを実施します。現在執行委員会・代表委員会でアンケートを検討中です。学長候補者に訊ねたいことなどご意見がありましたら、お寄せください。

今年も行います。組合スキーと温泉の集い

今年は妙高高原、秘境・燕温泉に浸かり、
赤倉温泉スキー場でスキーを楽しみます。

12月26日(土)夜出発～29日(火)夜帰着



お申し込みは、12月14日まで、
詳しくは、書記局にお問い合わせください。